

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）・各方面管理事務所管理課（備考欄のとおり）
処分課（担当）名	建設局 各方面管理事務所管理課
処分の名称	下水道の敷地の占用許可
概要	大阪市下水道条例により管理上支障がないと認められるものについては、下水道の敷地の占用を許可することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第18条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	次に掲げる場合で、管理上支障がないと認めるものについて、下水道の敷地の占用許可をすることがあります。 (1) 運輸事業、電気、ガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合 (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合 (3) 国又は公法人の事務遂行上、占用させることが必要と認められる場合 (4) 下水道の敷地を利用しなければ、水道・ガス等の供給確保が困難であり、下水道の敷地を占用させることがやむを得ないと認められる場合 (5) 占用許可申請を行う者の土地が道路に接道しておらず、下水道の敷地を通路・架橋等の用に供させることがやむを得ないと認められる場合 (6) 下水道の敷地を利用しなければ、隣接する家屋等の建替えのための工事用足場等の確保が困難であり、下水道の敷地を占用させることがやむを得ないと認められる場合 (7) その他本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合
標準処理期間	新規 40 日 継続 30 日
経由日数	なし
提出先	建設局各方面管理事務所
提出時期	新規 占用を開始する日の前日の40日前 継続 期間の満了となる日の30日前まで
提出方法	申請地を所管する各方面管理事務所に以下の書類を3部提出してください。 ・①下水道の敷地占用許可申請書 ・②誓約書（申請種別により3種類必要な場合があります） ・③下水道の敷地全幅占用同意書（全幅占用申請する場合に必要です） ①に添付する書類として境界確定図の写しのほか、架橋通路・工事用足場・工事用仮囲いの場合は、設置する施設の図面（断面図・平面図・立体図面）の写しを、給水管布設の場合は、水道局に提出する図面の写しを添付してください。
手数料	申請1件につき1100円
相談窓口	建設局各方面管理事務所
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html</a>
備考	東部方面管理事務所管理課 06-6969-5841 （管轄行政区：都島、旭、城東、鶴見、天王寺、東成、生野） 西部方面管理事務所管理課 06-6567-6491 （管轄行政区：大正、浪速、西成、中央、西、港） 南部方面管理事務所管理課 06-6686-1240 （管轄行政区：住之江、住吉、阿倍野、東住吉、平野） 北部方面管理事務所管理課 06-6462-1434 （管轄行政区：福島、此花、西淀川、北、淀川、東淀川）